

パブリック・コメント手続（意見募集）

公園墓地条例等の改正について

意見募集期間

令和6年（2024年）

4月10日（水）～5月1日（水）

お問い合わせ先：建設部公園建設課

電話 046-822-9795（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

公園墓地では、近年、墓地利用者様からお墓の承継者不在による所有墓所の整理に関する相談が増加しております。一方で、当墓地には墓所整理に伴う焼骨を受け入れる制度がなく、ご相談者様にご不便をおかけしています。

こうした状況を踏まえ、公園墓地の既存施設を、当該墓地使用者が墓所整理を希望する際の焼骨の改葬先として活用するため、公園墓地条例及び規則を改正します。

このたびのパブリック・コメント手続は、次の改正案に対してご意見を伺うものです。

《改正する条例等》

公園墓地条例及び公園墓地条例施行規則

【目 次】

- ◆ 公園墓地条例等の改正にかかる
パブリック・コメント手続の実施について 2
- ◆ 意見の提出方法 3

◆公園墓地条例等の改正にかかるパブリック・コメント手続きの実施について

1 改正の趣旨

公園墓地では、近年、墓地使用者様からお墓の承継者不在による所有墓所の整理に関する相談が増加しております。一方で、当墓地には墓所整理に伴う焼骨を受け入れる制度がなく、ご相談者様にご不便をおかけしています。

こうした状況を踏まえ、公園墓地の既存施設を、当該墓地使用者が墓所整理を希望する際の焼骨の改葬先として活用するため、公園墓地条例及び規則を改正します。

2 主な改正内容

公園墓地において墓所整理施設「合祀型合葬墓」の運用を開始する。

- (1) 使用許可の対象は、公園墓地使用者（期限後合祀型合葬墓を除く）とする。
- (2) 「合祀型合葬墓」の使用許可を得た場合、それまでの使用墓所を返還する必要がある。（期限は、「合祀型合葬墓」の使用許可を得てから 60 日以内）
- (3) 「合祀型合葬墓」の使用にあたり、永代使用料の納付が必要となり、その料金は、焼骨 1 体あたり：16,000 円。（年間管理料は不要）

3 「合祀型合葬墓」の概要

- (1) 広さ 約 67.5 m² (4.5m×15m)
- (2) 受入焼骨 公園墓地内に埋蔵中の焼骨と使用者 1 名分

4 施行日

令和 7 年 1 月 1 日（予定）

5 条例改正にかかるパブリック・コメント手続き意見募集期間

令和 6 年 4 月 10 日（水） ～ 令和 6 年 5 月 1 日（水）

意見の提出方法

1 提出期間 令和6年（2024年）4月10日（水）から5月1日（水）まで

2 あて先 建設部公園建設課公園墓地担当

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・建設部公園建設課（横須賀市役所2号館6階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 建設部公園建設課

(3) ファクシミリ

046-823-6850

(4) 電子メール

pac-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。